

## 学歴の証明に必要な書類（国外の学歴で受検する者）

国外における学歴を有する者は、各検定の受検申込みの際に、学歴の証明に必要な書類として、以下の書類を各指定試験機関あてご提出下さい。

### 必要書類

- |                       |
|-----------------------|
| 1. 卒業証明書              |
| 2. 卒業証明書の和訳           |
| 3. 誓約書（大卒：様式1、高卒：様式2） |

※ 各検定の受検申込の際に、指定試験機関あてご提出下さい。

### 注意

- 受検資格の申込みには、所定の実務経験年数※が必要です。
- 申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

### ※必要な実務経験年数

<1級> 大卒：4年6カ月以上、高卒：11年6カ月以上（指導監督の実務経験年数1年以上を含む）

<2級> 大卒：1年6カ月以上、高卒：4年6カ月以上

### （問い合わせ・申請手続に関して）

- 【土木】(一財)全国建設研修センター TEL：042-300-6860
- 【建築】(一財)建設業振興基金 TEL：03-5473-1581
- 【電気工事】(一財)建設業振興基金 TEL：03-5473-1581
- 【管工事】(一財)全国建設研修センター TEL：042-300-6855
- 【造園】(一財)全国建設研修センター TEL：042-300-6866
- 【建設機械】(一社)日本建設機械施工協会 TEL：03-3433-1575
- 【電気通信工事】(一財)全国建設研修センター TEL：042-300-0205

### （問い合わせ・制度について）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係  
TEL: 03-5253-8111（内線 24-744） FAX: 03-5253-1553

(様式 1)

受検する検定の指定試験機関名を記載下さい。

【土木・管工事・造園・電気通信】： (一財)全国建設研修センター

【建築・電気工事】： (一財)建設業振興基金

【機械】： (一社)日本建設機械施工協会

## 誓約書

〇〇〇〇 理事長 殿

私は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定の受検申請に際し提出した卒業証明書が、技術検定の受検資格を定める告示(※)に規定する日本国外の学校教育課程を修了したことを証明するものであること及びその和訳が原本と相違ない内容を示すものであることを誓約します。

令和 年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

- ※・建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 97 号）第 1 号の 6
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 99 号）第 1 号ト
  - ・建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 100 号）第 2 号ト

(この誓約に虚偽があった場合、「合格の無効」又は「受検の無効」となる場合があります。)

(様式2)

受検する検定の指定試験機関名を記載下さい。

【土木・管工事・造園・電気通信】：(一財)全国建設研修センター

【建築・電気工事】：(一財)建設業振興基金

【機械】：(一社)日本建設機械施工協会

## 誓約書

〇〇〇〇 理事長 殿

私は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づく技術検定の受検申請に際し提出した卒業証明書が、技術検定の受検資格を定める告示(※)に規定する日本国外の学校教育課程を修了したことを証明するものであること及びその和訳が原本と相違ない内容を示すものであることを誓約します。

令和 年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

- ※・建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和3年国土交通省告示第97号）第26号の2又は第26号の3
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和3年国土交通省告示第99号）第1号ム
  - ・建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和3年国土交通省告示第100号）第2号ム

(この誓約に虚偽があった場合、「合格の無効」又は「受検の無効」となる場合があります。)